

2024 年 5 月 30 日

各位

株式会社日本旅行東北

## 公正取引委員会からの排除措置命令の受領について

当社は、青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、以降、公正取引委員会の調査に対し、全面的に協力してまいりました。

本日、当社は、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となり、お客様ならびにお取引先をはじめとする関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後、さらなる法令遵守の徹底に取り組むべく、別紙の再発防止策を講じ、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

##### (1) 対象

当社(株式会社日本旅行東北)

##### (2) 概要

当社は、青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為を取りやめていることを確認すること、今後同様の行為を行わないこと等を命じられました。

##### (3) その他

課徴金納付命令はございません。

#### 2. 再発防止策について

本件を受け、外部専門家の協力のもと社内調査を実施し、別紙のとおり再発防止策を取りまとめました。

今後、全社を挙げて、再発防止に取り組んでまいります。

詳細は別紙にてお知らせいたします。

#### 3. 役員報酬の自主返上について

別紙にてお知らせいたします。

以上

## 排除措置命令の受領を踏まえた再発防止の取組みについて

当社は、本日、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。これを厳粛かつ真摯に受け止め、下記のとおり原因分析と再発防止策を取りまとめましたので、ご報告いたします。

全社を挙げて取り組み、法令遵守および適切な企業経営に努めてまいります。

### 記

#### 1. 本件の原因及びその背後要因

- (1) 独占禁止法に関する社員教育が不十分であった。
- (2) 入札に向けた意思決定が支店レベルで行うことが可能であったなど、独占禁止法違反を未然に防止するための上位組織による牽制が十分に働かなかった。
- (3) 支店従業員が本社に相談しやすい組織体制の構築に不十分なところがあった。

#### 2. 再発防止の取組み

- (1) ガバナンス体制の強化
  - ・ガバナンス推進室の設置(5月1日付)のほか、組織運営体制の強化を実施
  - ・支店マネジメント体制の強化(管理職の配置見直し、業務プロセス改善によるマネジメント体制強化)
  - ・全箇所、全従業員参加型のコミュニケーションツール導入による組織間コミュニケーションの活性化
- (2) 独占禁止法遵守の取組み
  - ・経営トップから従業員に対するメッセージ発信
  - ・日本旅行グループ共通の「公正取引コンプライアンス行動基準」の作成
  - ・日本旅行グループ共通の「公正取引コンプライアンスマニュアル」の作成
  - ・全役員、従業員による公正取引コンプライアンスに係るコミットメント
  - ・全役員、従業員に対する公正取引コンプライアンス教育と定期的な確認テストの実施
  - ・管理職に対する公正取引コンプライアンスに係るマネジメント研修
- (3) 内部統制の強化
  - ・日本旅行本社に独占禁止法専門のホットライン「独禁法相談室」を設置
  - ・入札に向けたプロセス構築(決裁権限の再整理)による組織としての入札対応の強化
  - ・公正取引コンプライアンス項目の内部監査体系への組み込み
  - ・内部通報制度の活性化
  - ・支店業務運営の適正化の強化(支店ルールブックの標準化、業務セルフチェック体制の導入)

以上

(別紙)

2024年5月30日  
株式会社日本旅行東北

## 役員報酬の自主返上について

このたび公正取引委員会より排除措置命令を受領した事実を重く受け止め、下記のとおり役員報酬の一部を自主返上いたします。

### 記

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1. 代表取締役     | 役員報酬10%を1か月分返上 |
| 2. 常勤取締役(2名) | 役員報酬5%を1か月分返上  |

以上